

国民年金保険料免除の

手続きはお早めに!

7月から免除を受けるためには、
月末までに
手続きをしてください。

国民年金の保険料は月額1万3300円(平成16年度)ですが、所得が少ないなどの理由により保険料負担が困難な人のために、申請することにより保険料が免除される「申請免除制度」があります。

平成15年度(平成15年7月～平成16年6月の間)に国民年金保険料の免除申請をして承認された方で、引き続き、平成16年7月以降も免除を希望される場合は改めて手続きが必要です。

申請免除の種類

原則前年の所得に基づいて審査が行われます。

- ① 全額免除
- ② 半額免除 (保険料の半額納付が必要)

手続きに必要なもの

- ① 年金手帳
 - ② 印鑑 (本人が署名する場合は不要)
 - ③ 平成15年の所得のわかるもの (申請者本人・申請者の配偶者・世帯主すべての分) 源泉徴収票・確定申告書の写しなど
 - ④ 失業等を理由とするときはそのことがわかるもの
- 雇用保険被保険者離職票の写し・雇用保険被保険者資格喪失確認通知書の写しなど

老齢基礎年金額

免除が承認された期間は、老齢基礎年金を受けるための期間として算入されますが、受給の際は次のように反映されます。

- ① 全額免除期間：通常の1/3の金額
- ② 半額免除期間：通常の2/3の金額

金額 (保険料の半額納付をした場合)

なお、国民年金には10年前までの免除期間について、保険料を遡って納付することができ「追納制度」があります。

追納についてのご相談は、新潟西社会保険事務所まで、お願いします。

☎ 025 (225) 3001

障害基礎年金を受給されている方で、7月に現況届等の提出が必要な方には、新潟西社会保険事務所から案内が届きます。7月末日までに忘れずに提出をしてください。なお、提出がされないときは、年金の支払が一時止まりますのでご注意ください。

◎ 8月定例社会保険事務相談所 (年金相談等) の開設について

佐和田商工会

☎ 52 | 3148

18日(水)

午後1時30分～午後4時

両津商工会

☎ 27 | 5128

19日(木)

午前9時～午前11時30分

小木町商工会

☎ 86 | 2216

19日(木)

午前9時～午前11時

問い合わせ先

市民課国民年金係

☎ 63 | 5112

各支所市民課

国民年金担当係

